

富山県情報公開審査会答申概要（答申第10号）

件 名 自動車保管場所証明の申請手続に関し県警察本部から各警察署に発せられた文書及び行政書士から提出された申立書に係る部分開示決定処分に対する審査請求の件

開示請求年月日 平成17年10月20日

実施機関の決定日 平成17年10月28日、平成17年12月26日

実施機関（担当課） 警察本部長（交通規制課）

決定内容 部分開示決定

非開示理由 富山県情報公開条例（以下「条例」という。）第7条第2号（個人情報）及び第6号（行政運営情報）

審査請求年月日 平成17年11月21日

審査請求の内容 実施機関が非開示とした部分の開示を求める。

諮問年月日 平成18年1月30日

答申年月日 平成18年11月21日

争 点

- 1 審査請求の対象となった処分の一部が既に実施機関により取り消された場合における当該部分に係る審査請求の利益の有無
- 2 自動車保管場所証明の申請手続に関し行政書士から提出された申立書の一部について、条例第7条第2号（個人情報）及び第6号（行政運営情報）を理由に非開示とした決定の妥当性

審査会の判断

<結論>

警察本部長が自動車保管場所証明の申請手続に関し寄せられた「申立書」についてした部分開示決定は、結論において妥当である。ただし、当該決定に係る非開示理由のうち、富山県情報公開条例第7条第2号（個人情報）によるものとしている部分（警察職員の印影を除く。）については、これを改め、同条第3号（法人等情報）によるものとすべきである。

なお、警察本部長が「行政書士から委任状の写しを添付しないで申請された車庫証明」の対応に関し富山県警察本部から県内各警察署あてに発せられた文書」についてした非開示決定については、既に当該処分が取り消され、審査請求の利益が失われているものと認められることから、本審査会への諮問を要せず、公安委員会において不適法な審査請求として却下することが相当である。

<理由>

- 1 「行政書士から委任状の写しを添付しないで申請された車庫証明」の対応に関し富山県警察本部から県内各警察署あてに発せられた文書」についてした非開示決定処分について
(1) 審査請求の利益について

警察本部長は、平成17年10月28日に該当する公文書の不存在を理由に非開示とする処分（以下「本件第1処分」という。）を行ったものの、同年12月26日、自ら職権でこれを取り消し、新たに請求に係る公文書として特定した通知文書について一部を除き開示する処分（以下「本件第2処分」という。）が行われたことが認められる。

この間、同年11月21日に審査請求が提起され、その時点では本件第1処分を不服とし、その是正を求める利益が存在していたところ、上記のとおり、その後本件第1処分は取り消され、本件第2処分がされたことから、審査請求の対象である本件第1処分の効力は消滅し、審査請求の利益は失われたものと認められる。

したがって、審査請求のうち本件第1処分に係る部分については、審査請求の利益を欠く不適法なものであり、条例第19条第1号の規定により、本審査会に諮問することを要せず、直ちに公安委員会において却下されるべきであったものと認められる。

2 自動車保管場所証明の申請手続に関し寄せられた「申立書」（以下「本件申立書」という。）についてした部分開示決定処分について

（1）対象公文書について

本件申立書は、審査請求人から警察本部長あてに郵送され、警察本部において苦情申出制度に基づく苦情として処理されたものである。本審査会において、警察本部長から本件申立書の写しの提出を受け、その内容を確認したところ、そこに記載されている情報のうち非開示とされた部分は、大きく次の3つに分類される。

警察本部における事務処理の際に設けられた決裁欄に押印された警察職員の印影のうち、係長及び主任の職にある者に係るもの（以下「非開示部分」という。）

申立内容（以下「非開示部分」という。）

申立人の住所、氏名、印影、電話番号及びファックス番号（以下「非開示部分」という。）

（2）苦情申出制度について

当該苦情申出制度は、警察法第79条に基づく制度であり、警察本部における具体的な処理手続については、富山県警察職員の職務執行に対する苦情処理要綱（以下「苦情処理要綱」という。）が定められているが、そこでは「苦情」について、次のいずれかに該当するものと定義している。

ア 警察職員が職務執行において違法、不当な行為をしたり、なすべき行為をしなかったことにより何らかの不利益を受けたとして個別具体的にその是正を求める不服

イ 警察職員の不適切な執務の態様に対する不満

（3）条例第7条第2号（個人情報）又は第3号（法人等情報）該当性について

条例第7条第2号は、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものについては、同号ただし書に該当する情報を除き、非開示情報とする旨規定している。

これに対し、条例第7条第3号アは、事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公に

することにより、当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものについては、非開示情報とする旨規定している。

まず、非開示部分（警部補又は同相当職以下の警察職員の印影）については、当該職員の氏名に係る情報が含まれていることから、条例第7条第2号ただし書及び条例施行規則第3条の規定により非開示情報に該当するものと認められる。

次に、非開示部分（申立内容）については、審査請求人が行政書士として行っている業務である自動車保管場所証明申請の代理手続に関する警察本部への申入れや特定の警察署における対応について、審査請求人の個別具体的な実体験に基づく内容等が記載されており、これは、まさに「事業を営む個人の当該事業に関する情報」に当たるものと認められる。

したがって、非開示部分については、条例第7条第2号の個人情報ではなく、同条第3号の法人等情報の該当性について検討すべきである。そして、当該部分には、行政書士である審査請求人の業務遂行に当たっての個別具体的な実体験や、それに対する審査請求人の信念に基づく見解、要望等が記載されており、全体として、公にすることにより、行政書士としての審査請求人の社会的評価、信用等が損なわれるおそれがあると認められるから、条例第7条第3号アにいう「競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当するものとして、非開示とすることが妥当であると認められる。

最後に、非開示部分（申立人の住所、氏名、印影、電話番号及びファックス番号）については、事業を営む個人の当該事業に関する情報であることには異論がなく、これを公にすることにより、たとえ非開示部分に記載された具体的な申立内容が分からないとしても、申立人が警察本部長に本件申立書を提出した事実は明らかとなることから、行政書士としての社会的評価や信用を損なうおそれがあり、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものに該当するものと認められる。

（4）条例第7条第6号（行政運営情報）該当性について

条例第7条第6号は、県等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報については、非開示とする旨規定している。

非開示部分には、先に述べたとおり、審査請求人が行政書士として行っている自動車保管場所証明申請の代理手続に関する警察本部への申入れや特定の警察署における対応に係る個別具体的な実体験に基づく見解、要望等が記載されているが、これは苦情処理要綱に定める「苦情」の定義に合致するものと認められる。そして、苦情申出制度において申出内容が公開された場合、申出者との信頼関係を損ない、自己の行動や具体的な主張が公にされることを懸念して申出を躊躇するなど、苦情の実態及び適正な事実関係の把握が困難になるとする警察本部長の主張には、理由があり、是認できる。

したがって、非開示部分は、公にすることにより、苦情申出制度の適正な運用に支障を及ぼすおそれがあると認められ、条例第7条第6号の非開示情報に該当するものと言える。

(参考)

富山県情報公開条例(抜粋)

(公文書の開示義務)

第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「非開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

(1) (略)

(2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人及び日本郵政公社の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)の役員及び職員並びに地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名(当該公務員等が規則で定める職にある職員である場合その他公にすることにより当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがある場合にあっては、氏名を除く。)並びに当該職務遂行の内容に係る部分

(3) 法人その他の団体(国、独立行政法人等及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(4)~(5) (略)

(6) 県、国、独立行政法人等又は他の地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

- ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
- イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県、国、独立行政法人等又は他の地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
- ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
- エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
- オ 県、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(富山県情報公開審査会への諮問)

第19条 開示決定等について行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定による不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する裁決又は決定をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、富山県情報公開審査会に諮問しなければならない。

- (1) 不服申立てが不適法であり、却下するとき。
- (2) 裁決又は決定で、不服申立てに係る開示決定等(開示請求に係る公文書の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第21条において同じ。)を取り消し又は変更し、当該不服申立てに係る公文書の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

富山県情報公開条例施行規則(抜粋)

(氏名を開示しない職)

第3条 条例第7条第2号ウの規則で定める職は、警部補以下の階級にある警察官をもって充てる警察の職員の職及びこれに相当する警察の職員の職とする。